

## 赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書

県下海面魚類養殖業界にとって、一昨年、昨年、そして今回とたび重なる赤潮被害は、長年の魚価低迷、消費の冷え込みで、生産原価を割った販売を強いられている厳しい経営にさらに追い討ちをかける形となっている。

毎年のように発生する赤潮による被害は、養殖漁業者の自助努力により解決できる範囲を既に超え、また、県のみで対策を講じていくことは極めて困難であることから、国の積極的な対応が望まれる。

よって、国におかれては、我が国の漁業を今後どうするのかという政策としてのでこ入れとして、下記事項について特段の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 養殖漁業に甚大な被害をもたらす赤潮被害は災害であり、激甚災害にも匹敵する規模であることから、激甚災害の認定もしくは同等の財政援助を行うこと。
- 2 赤潮被害の心配のない、もしくは回避可能な新漁場の設置にかかる調査・施設設置事業への国の助成を実施すること。
- 3 金融機関に対し、返済猶予や条件変更に対応するよう指導を継続すること。
- 4 漁業緊急保証対策事業（セーフティーネット）の利用者個々の融資保証枠（無担保・無保証人での対応枠の増額）と災害における緊急措置としての別枠を創設すること。また、各金融機関における対応について指導すること。
- 5 養殖共済制度の活用のため、共済掛金の漁業者負担の軽減と、共済適用の諸条件や基準を現状の養殖実態に合致させた抜本的見直しを行うこと。  
また、共済金支払いについては、被害実態に相応した支払いをすること。
- 6 斃死魚の処理における処理方法、場所、費用の面で困窮しているため、万一の場合の対応策を構築すること。
- 7 赤潮発生原因の究明や防除対策の構築と有明海・八代海の再生になお一層尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月8日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅 直人様
農林水産大臣	鹿野道彦様
内閣府防災担当大臣	松本 龍様